

板橋区スポーツ推進委員退職者に対する感謝状贈呈要綱

(平成 20 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区スポーツ推進委員として区民のスポーツの振興に貢献し、在職中の功績が顕著であった者に対し、感謝状を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 感謝状贈呈の対象者は、板橋区スポーツ推進委員として原則 1 期以上在籍した者で、その職を退く者とする。ただし、任期満了により退職する者のうち、次の任期において任命される者は対象としない。

(贈呈の方法)

第 3 条 贈呈は、退職する際に感謝状を授与して行う。ただし、感謝状を受けべき者が死亡したときは、その遺族に授与する。

(感謝状の様式)

第 4 条 感謝状の様式は、[別記様式](#)とする。

(担当)

第 5 条 この要綱に関する事務は、区民文化部スポーツ振興課が担当する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以降に退職した者から適用する。

この要綱の一部改正は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

別 記

感謝状

様

あなたは板橋区スポーツ推進委員として 期 年の永きにわたり区民のスポーツの振興と普及に多大な貢献をされました よってここに深く感謝の意を表します

年 月 日

板橋区長